

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【公表番号】特表2010-510495(P2010-510495A)

【公表日】平成22年4月2日(2010.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-013

【出願番号】特願2009-537402(P2009-537402)

【国際特許分類】

G 0 1 N 27/62 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 27/62 V

G 0 1 N 27/62 X

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月17日(2010.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

個別治療を決定する方法であって、

(a) 期待される治療量の少なくとも半分以下の用量で、2若しくはそれ以上の異なる薬剤を有する試験混合物を被験者に投与する工程と、

(b) 前記投与したそれぞれの薬剤およびそれらの代謝産物に対する病変組織の生検サンプルを解析する工程と

(c) 病変組織における前記投与した薬剤およびそれらの代謝産物の濃度を計算することによって個別治療を決定する工程と

を有する方法。

【請求項2】

請求項1記載の個別治療を決定する方法において、前記試験混合物の用量はトレーサー量であり、トレーサー量は治療量の10%以下である。

【請求項3】

請求項1記載の個別治療を決定する方法において、前記解析する工程は、加速器質量分析(accelerator mass spectrometry: AMS)装置を用いて実施されるものである。

【請求項4】

請求項1記載の個別治療を決定する方法において、この方法は、さらに、前記試験混合物の組織分布を許すために、前記試験混合物を投与する工程から約10分～約2時間後までの間、休止する工程を有するものである。

【請求項5】

請求項1記載の個別治療を決定する方法において、前記方法は、さらに、前記サンプルを構成細胞型に分類することによって前記生検サンプルを分画する工程を有するものである。